

土地・家屋の確認や 軽自動車の届け出をお忘れなく

土地・家屋の価格の確認は 4月1日から

□固定資産税の縦覧
市内の土地や家屋の価格などを記載している固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。市内全ての土地と家屋の価格を無料で見ることができますが、帳簿をコピーすることはできません。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。



●縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)(土日、祝日を除く)

●時間 午前8時30分～午後5時

●場所 市税務課固定資産税係、大和・三橋市民サービス課

●見ることが出来る人・法人 市の固定資産税納税者、納税管理人、代理人
●必要な物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理の場合)

□期間中は名寄帳が無料で見れます
固定資産課税台帳(名寄帳)は、納税義務者本人や代理人、借地・借家人がいつでも見ることが出来ます(本人確認書類が必要です)

認書類と、代理人は委任状が必要。通常手数料は200円ですが、縦覧期間中は無料。コピーは1枚10円かかります。なお、4月中旬に市から送付する「課税明細書」は必ず確認してください。

【問】市税務課固定資産税係(☎77・8456)

軽自動車の手続きは 4月1日まで

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車しても、その年度分の軽自動車税は全額納めなければなりません。また、軽自動車を使用せず、車検を受けていなくても、廃車手続きをしないと引き続き課税されます。個人で軽自動車を譲渡する場合も名義変更をしないと前の所有者に課税されるので、必ず名義変更をしてください。
転出するときは、住所変更や名義変更の手続きが必要です。125cc以下のバイクなどは新住所地の役所で、125ccを超えるバイクや軽自動車などは、新住所地を管轄する軽自動車検査協



不明な点は
お気軽に
税務課へ



会などで変更していただきます。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

□販売用軽自動車は届け出ると免税

中古車販売業者が商品として所有している軽自動車の税金は、届け出ると免除されます。対象になるのは次の条件を全て満たすものです。

●届け出ると免税になる車両

▽課税免除を受けようとする人が、申告書に所有者や使用者として登録されている▽商品として展示するだけの軽自動車▽申告書にその軽自動車が商品車であることを記載している▽平成31年4月2日以降に登録された中古車

●対象者

▽申請者が販売を目的に軽自動車を所有し、併せて古物商許可業者の許可を受けている▽4月1日現在で軽自動車税の滞納がない

●届出期間 4月1日(金)～8日(金)

●申請書 市税務課や大和・三橋庁舎市民サービス課、市公式サイトで配布
【問】市税務課諸税係(☎77・8452)

日曜日を開庁して年度替わりの手続きに対応

平日市役所に行けない人は3月20日、27日、4月3日に手続きを

3月下旬から4月上旬まで、市役所柳川庁舎の窓口を開庁します。大和庁舎と三橋庁舎は閉まっているので注意してください。また、手続きの内容によっては、

平日に再度市役所で手続きが必要な場合があります。
●開庁日 3月20日(日)、27日(日)、4月3日(日)
●開庁時間 午前8時30分～正午

開庁する柳川庁舎の窓口

住民票 戸籍 印鑑登録 マイナンバー	▷転入、転出、転居などの住民異動届の受け付け▷住民票の写し、戸籍証明書の交付▷印鑑登録、印鑑登録証明書の交付▷戸籍届書(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など)の預かり▷マイナンバーカードの申請・交付(事前予約制、2週間前から予約可) ※内容によっては当日だけで手続きが終わらないことがあります。	市民課市民係 ☎77・8472
保育所 児童手当	保育所・認定こども園の入所、住所変更などの受け付け 児童手当の新規認定、額改定の受け付け	子育て支援課子育て支援係 ☎77・8523 同課児童家庭係 ☎77・8522
国保	▷国民健康保険被保険者の転入、転出、転居の受け付け ▷国民健康保険への加入、喪失の受け付け	健康づくり課国民健康保険係 ☎77・8506
医療年金	▷後期高齢者医療の被保険者の届け出、申請の受け付け▷公費医療助成(子ども、ひとり親、障がい者)の申請、変更などの受け付け▷国民年金の第1号被保険者と受給者に関する届け出	健康づくり課医療年金係 ☎77・8503
水道	▷水道の開始届、中止届の受け付け▷使用者名義の変更届の受け付け▷水道料金口座振替申込の受け付け	水道課料金係 ☎77・8596

もう済みましたか 国民健康保険の届け出

就職などで健康保険が変わるときは14日以内に手続きを

市内に住んでいる人は、職場の医療保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、市の国民健康保険(国保)に加入することになっています。国保に加入や脱退するときは、届け出が必要です。届け出が遅れると、国保の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになったり、国保税と社会保険料を二重に納めることになったりします。また、他の健康保険に加入しながら国保の保険証を使って受診した場合、市が負担した医療費は全額返してもらいます。国保は、職場の健康保険と違い、世帯ごとに世帯主か加入者による手続きが必要です。ご注意ください。詳しくは、市公式サイトで確認してください。



こんなときは14日以内に届け出を

- 加入 ▷国保加入者が市外から転入してきた▷職場の健康保険をやめた▷職場の健康保険の被扶養者でなくなった▷国保の被保険者に子どもが生まれた▷生活保護を受けなくなった▷外国人が国保に加入する
 - 脱退 ▷国保加入者が市外に転出する▷職場の健康保険に加入した▷職場の健康保険の被扶養者になった▷国保の被保険者が死亡した▷生活保護を受けるようになった▷外国人が国保をやめる(転出、出国、就職など)
 - その他(国保加入者) ▷市内で転居した▷世帯主や氏名が変わった▷世帯を分けた・一緒にした▷市外の学校に入学するため、転出した
- 【問】市健康づくり課国民健康保険係(☎77・8506)

使ってますか 便利なスマホ決済や口座振替

「市税を納めに行く時間がない」ということはありませんか。市は、平日仕事で時間が取れない人でも休日や夜間に納付できるように、口座振替やスマートフォン決済、コンビニエンスストアで、市税を納めることができるようにしています。まだ使ったことがない人は、ぜひ活用してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

●口座振替 一度手続きすると自動で納付可能。

申し込みは、通帳と通帳印を持って、市内の金融機関や市役所各窓口へ
●スマートフォン決済 決済アプリを開いて、納付書のバーコードを読み取るだけで簡単に納付可能
●コンビニ納付 セブン・イレブンやローソン、ファミリーマートなど市内外のコンビニで納付可能
【問】市税務課収税対策係(☎77・8463)

